

(ID:760) 交通費の調整について(その2) (旅費管理(オンライン)) その他)

Q 自動車等により通勤手当の認定を受けている職員が、自家用車の公務使用承認を受けて、居住地発着の旅行を行う場合で、居住地～用務地間が勤務公署～用務地間の旅費額よりも高額である場合には、交通費の調整はどのように行うのか。

(例) 勤務公署：那覇市A、居住地：浦添市、用務地：糸満市Aの場合において、居住地から直ちに糸満市Aに旅行し、用務終了後、居住地に帰宅した場合の旅費は、次のいずれにより取扱うことになるのか。

①実際の旅行の路程(居住地～用務地～居住地)から通勤距離認定距離(往復)を減じて交通費の調整を行い、旅費を支給する。

②勤務公署～用務地～勤務公署の旅費を支給する。

A 問合せの内容では、旅行命令が当初どのように発せられたのか等について定かではありませんが、自家用車の公務使用による旅行が認められたものとして回答します。

旅費条例第10条により「私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。」と規定されており、私事居住地から用務地へ直ちに旅行した場合の旅費額は、勤務公署から用務地へ旅行した場合の旅費額を超えることはできないこととなっております。

旅費(交通費)の調整は、通勤手当認定上の通勤方法と同一の方法により旅行する場合で、(実際の旅行経路による)交通費の全部又は一部が通勤手当で賄われていると認められる場合に、その重複分を減額調整するというものであり、これによって、旅費条例第10条の旅費支給額を超えて支給できるというものではありません。当然、旅費条例第10条の規定により、勤務公署～用務地間の旅費額が上限となります。

したがって、①と②の旅費額を比較し、低廉な方を支給することになります。

質問者：総務部 人事課
回答者：総務部 人事課
回答日：[2011/9/12]

印刷